

平成29年第3回  
河内町議会定例会会議録 第2号

平成29年9月14日 午前10時02分開議

1. 出席議員 12名

1番	篠原佳治君	2番	高橋利彰君
3番	高橋稔君	4番	野澤良治君
5番	小更雅之君	6番	諸岡周示君
7番	雑賀茂君	8番	服部隆君
9番	星野初英君	10番	福智正之君
11番	大野佳美君	12番	宮本秀樹君

1. 欠席議員

なし

1. 出席説明員

町長	雑賀正光君
副町長	藤井俊一君
総務課長兼秘書広聴課長	諏訪洋一君
企画財政課長	北澤雅志君
都市整備課長	吉田茂久君
上下水道課長	長峰博美君
経済課長	坂本紀幸君
教育課長	大野繁君
教育委員会事務局長	寺崎光則君
町民課長	林博行君
福祉課長	大槻正己君
出納室長	石山由美子君
子育て支援課長	仲代直人君
税務課長	石山和雄君

1. 出席事務局職員

議会事務局長 小島孝裕

## 1. 議事日程

---

### 議 事 日 程 第 2 号

平成29年9月14日（木曜日）

午前10時02分開議

#### 議事日程

- 日程1. 議員派遣の件
- 日程2. 一般質問
- 日程3. 議案第1号 平成29年度河内町一般会計補正予算（第3号）
- 日程4. 議案第2号 平成29年度河内町国民健康保険特別会計補正予算（第2号）
- 日程5. 議案第3号 平成29年度河内町介護保険特別会計補正予算（第1号）
- 日程6. 議案第4号 平成29年度河内町下水道事業特別会計補正予算（第2号）
- 日程7. 認定第1号
  - （1）平成28年度河内町一般会計歳入歳出決算の認定
  - （2）平成28年度河内町下水道事業特別会計歳入歳出決算の認定
  - （3）平成28年度河内町国民健康保険特別会計歳入歳出決算の認定
  - （4）平成28年度河内町介護保険特別会計歳入歳出決算の認定
  - （5）平成28年度河内町介護サービス事業特別会計歳入歳出決算の認定
  - （6）平成28年度河内町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の認定
- 認定第2号  
平成28年度河内町水道事業会計決算の認定
- 日程8. 請願第1号 教育予算の拡充を求める請願について
- 日程9. 請願第2号 町道1210号線及び1216号線の舗装に関する請願について
- 日程10. 陳情第1号 若い人も高齢者も安心できる年金制度を求める陳情について
- 日程11. 委員提出議案第1号 教育予算の拡充を求める意見書の提出について
- 日程12. 選挙第1号 河内町選挙管理委員の選挙について
- 日程13. 選挙第2号 河内町選挙管理委員補充員の選挙について
- 日程14. 閉会中の所管事務調査の件

#### 1. 本日の会議に付した事件

- 日程1. 議員派遣の件
- 日程2. 一般質問
- 日程3. 議案第1号
- 日程4. 議案第2号
- 日程5. 議案第3号

- 日程 6. 議案第 4 号
- 日程 7. 認定第 1 号  
認定第 2 号
- 日程 8. 請願第 1 号
- 日程 9. 請願第 2 号
- 日程 10. 陳情第 1 号
- 日程 11. 委員提出議案第 1 号
- 日程 12. 選挙第 1 号
- 日程 13. 選挙第 2 号
- 日程 14. 閉会中の所管事務調査の件

---

午前 10 時 02 分開議

○議長（野澤良治君） おはようございます。

ただいまの出席議員は12名であります。よって、定足数に達しておりますので、本日の会議を開きます。

ここで、足立 誠氏外 1 名の傍聴を許可いたします。

本日の議事日程は、お手元に配付してございます議事日程のとおりでありますので、ご了承くださいますようお願いいたします。

---

○議長（野澤良治君） 日程 1、議員派遣の件を議題といたします。

お諮りいたします。

本件については、会議規則第129条第 1 項により、お手元に配付しました議員派遣の件のとおり決定したいと思っておりますが、これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（野澤良治君） 異議なしと認めます。よって、議員派遣の件についてはそのように決定しました。

---

○議長（野澤良治君） 日程 2、一般質問でございます。

お手元に配付してございます一般質問事項表により、質問を許します。

1、防災対策について、健康・医療問題については、篠原佳治君からの質問です。

2、航空機による環境問題について、騒音測定機の設置については、高橋利彰君からの質問です。

3、子育て支援について、投票率向上への対策については、星野初英君からの質問です。

4、成田空港関連について、学校跡地利用について、かわち直販センターについては、諸岡周示君からの質問です。

初めに、篠原佳治君、登壇願います。

〔1番篠原佳治君登壇〕

○1番（篠原佳治君） おはようございます。1番篠原佳治でございます。

傍聴の皆様方には、早朝より大変ご苦勞さまで。ありがとうございます。

今期第1番目の一般質問です。8月のお盆が過ぎると、私の家の周りでも朝早くから農機具の音が聞こえ、そして9月に入ると田んぼの稲はあつという間になくなり、収穫も終わりに近づいています。関東・東北豪雨から2年がたち、決壊現場周辺では復興が徐々に進んでいるように思われますが、あの出来事は決して忘れられないと思います。そして、二度と同じ災害が繰り返されることのないよう、治水対策を願っておられると思います。

9月、10月の台風は、統計上、大型の割合が高く、水害が懸念されます。現在、本州に向かっている18号台風も心配しているところでありますけれども、大事に至らなければと思っております。

私は、何度も申し上げておりますが、河内町は大河の間に位置し、災害は人ごとではありません。「備えあれば憂いなし」のことわざがあるように、町としてできる限りの対策を行っていかねばなりません。

今年3月に示された河内町総合計画の中で、町民の求める河内像として、高齢者や障害者が安心して暮らせる町、それを望む声が多く、5年計画のあるべき姿として、洪水、地震等の災害で犠牲者ゼロ、災害時役場機能正常稼働、河内町地域防災計画に基づく河内町防災実施計画の策定、消防団員にIoT機能配布及びIoT機器活用訓練実施、災害時の広域自治体連合実施、災害時必要避難者の全員早期避難可能な仕組みづくりと日常訓練、災害時の情報発信、情報共有のシステム構築、全戸に河内町防災マニュアル配布、町民の防犯意識の向上、警察、民間連携の防犯パトロール推進等10項目が掲げられております。これらの進捗状況については、またの機会を活用して日を改めたいと思いますが、計画を立てるだけでは絵に描いた餅になってしまいます。一つ一つ実現できるものから備えていくしかありません。

高齢化が進み、65歳以上が町民の35%以上を占めるに至っております。若い世代も我々も、いずれ我が身ということをしかりと肝に銘じておかなければなりません。

以上のことから、今回は、1点目、防災対策について、2点目、健康・医療問題です。

以上、大項2点にわたり質問させていただきますが、詳細は自席にてさせていただきますので、町長から担当課長、具体性のある答弁をお願いします。

○議長（野澤良治君） 1番篠原佳治君。

○1番（篠原佳治君） 初めに、防災対策についての質問です。

1点目、災害時または災害が予想される際の避難所、また避難場所についてです。

記憶に新しい広島の新災害、常総市、さらには九州地方、また東北地方等、8月下旬には東京地方でも1時間に100ミリという雨が降り、短時間ながら3メートルも増水するとい

ったことが起こり、地区によっては歩行もできないほどになったようです。

最近の気候は、地球規模で本当におかしいと思っております。私どもはお見舞いを伝えることしかできませんが、対岸の火事と見過ごしてはられません。冒頭申しましたとおり、河内町は大河の間に位置し、それに加え、全地域が平たんで、役場の前でさえも海拔3メートルほど、場所によってはそれ以下のところもあると思います。

私たちはそのような場所で生活しているわけですから、常に危機意識を持っていかなければならないと考えておりますが、なかなか伝わらないのが現状と思います。平和でいられることは結構ですけれども、災害はどのような形で襲ってくるのか、どんな結果になるのか、最悪の状態を想定して計画する必要があると考えます。

まず、水害対策です。水害にも見える水害と見えない水害があると思います。見えない水害として、河川上流で大雨が降り、利根川などが増水して堤防が決壊のおそれがある場合、また決壊した場合、それと見える水害としては、局地的な大雨の洪水です。それらを想定して、逃げおくれゼロを目指す上で、避難所、避難場所を指定しておく必要があると思います。もちろん自分の命は自分で守ることは大前提ですけれども、放っておけないはずです。

そこで、一つ目の質問です。

この周囲では、利根町、龍ヶ崎市、稲敷市にあつては山があります。しかしながら、我が河内町は、ご存じのとおり、利根川の堤防以外高台はありません。そんなことから、周囲の自治体と十分協議した上で、指定できる避難所、避難場所を取り決めておく必要があると考えますが、いかがでしょうか。

それに付随して、避難時災害弱者と言われる人たちも考慮した上で、自助、共助、公助に対する計画もしなければと思いますが、この2点について答弁願います。

○議長（野澤良治君） 諏訪総務課長。

○総務課長兼秘書広聴課長（諏訪洋一君） ご質問にお答えいたします。

災害時等における避難場所、避難所につきましては、河内町地域防災計画において、現在、福祉避難所を含み21カ所が指定されております。内訳は、生板地区が生板小学校等6カ所、源清田地区がみずほ小学校等3カ所、長竿地区が中央公民館等6カ所、金江津地区が金江津小学校等6カ所となっております。

町地域防災計画では、指定された各避難場所、避難所について、屋内施設の有無も含め、水害や震災等の対象災害に対してどの施設が利用可能であるかが示されております。

一方で、ご指摘のとおり、河内町は町全体が平たんな土地であり、水害に対する避難所としては、学校等の一部施設に限定されてしまう状況となっております。

特に、平成27年9月の関東・東北豪雨による大水害のような災害が発生した場合は、町に十分な避難場所を確保できず、広域的な避難を考えなければならないことも想定されます。

このような事態に対応するため、稲敷地方広域市町村圏内市町村は、圏内の被災市町村独自では十分な応急措置ができないおそれがあることなどを考慮して、圏内市町村が減災の目標を共有し、市町村相互の応援を円滑に遂行するために、平成29年1月に3市3町1村による稲敷地方広域市町村圏内市町村間における災害時相互応援に関する協定を締結しております。

災害時相互応援に関する協定では、協定市町村が、いずれかの協定市町村において災害が発生した場合に、被災した市町村に対する応急対策及び復旧対策について相互に応援することとなっております。

応援の種類としましては、食料、飲料水及び生活必需物資等の提供や職員の派遣、また被災者を一時的に受け入れるための施設の提供及びあっせん等の9項目について規定がされております。

ご質問いただきました近隣市町村への広域的な避難につきましては、現在、この災害時相互応援に関する協定に基づき、協定市町村による避難の受け入れ施設や避難方法等の具体的事項について協議を進めているところでございます。

次に、災害時における高齢者等の避難時災害弱者を考慮した上での自助、共助、公助に対する計画につきましては、町地域防災計画においても、社会福祉施設入所者や在宅要配慮者等の災害時要配慮者の安全確保対策が定められております。

特に、在宅要配慮者の安全確保対策においては、民生委員や近隣住民、社会福祉協議会やボランティア組織等の協力を得て要配慮者の避難誘導や安否確認、救助活動等を行うことが必要となります。

災害時においては、自分と家族の安全を守る自助、隣近所や地域で助け合う共助、行政による支援による公助が互いに連携することにより、災害による被害等を軽減することができると考えております。

こうした自助、共助、公助の役割やその具体的な取り組み方法等について、今後も広報や総合防災訓練等さまざまな機会を通じて啓発を行い、住民の逃げおくれゼロを目指し、町全体での防災意識の向上に努めてまいります。

また、今後予定している町地域防災計画の見直しにおいても、こうした自助、共助、公助の連携による災害時対応の考え方をさらに反映させていくことを検討しております。

以上でございます。

○議長（野澤良治君） 1番篠原佳治君。

○1番（篠原佳治君） 今、話聞いていて大体わかったのですが、以前から、防災訓練であるとか、自主防災組織の問題、それらを質問させていただいたことでもあります、その相互協定を結んでいる計画があるということなので、その辺のところをぜひ早急に進めていってほしいと思います。

それで、災害時に、隣近所とかグループで連携をとって人員の救出であるとか把握する

共助、以前に、自分たちでできることは自分たちでしょうというようなことも計画の中にはあったはずですが、ただ、そういうことが表に見えてこない。それはいつどこでどういうふうな形でやっていくのか、住民としては知らされていないのが現状だと思います。

ですから、そういうことを私どもでも感じるのですから、恐らく病弱で家に閉じこもっている老人であるとか病弱な人は、恐らく聞いたこともないのではないかと思いますので、今後、それらを含めた上で、訓練をしたり、周知できるような形をとって行ってほしいと思います。そういったところで、的から外れていますから、これはちょっと答弁はいいです。

それでは、次の質問に移ります。ハザードマップの更新についてです。

河内町には、各戸配布されたハザードマップがあります。この件についても昨年質問しておりますが、5年から10年経過したものであり、状況も当時と大分変わってきていると思います。東日本の震災以降、避難所と避難場所は明確に区分されておりますし、現在指定されている場所も、学校統合の問題からも状況が変わってきていること、そして日中と夜間では条件が全く違うこと、さきに質問しているように、洪水時のことを考えると、高台のある近隣市と協議の上で、避難所、避難場所などを書き加えることも必要と思われ、見直す必要があると考えますが、いかがでしょうか、答弁よろしくをお願いします。

○議長（野澤良治君） 諏訪総務課長。

○総務課長兼秘書広聴課長（諏訪洋一君） お答えいたします。

現在の町のハザードマップは、平成22年3月に作成され、各世帯に配布されておりますが、このハザードマップには、平成17年に国の各河川事務所によって作成された浸水想定区域図が掲載されております。

浸水想定区域図は、水防法の規定により指定された浸水想定区域と、その区域が浸水した場合の水深等を示しております。

町のハザードマップは、ご指摘のように、作成後既に7年が経過し、この間に平成27年9月の関東・東北豪雨による大水害のような災害も発生しております。近年、現在の想定を超える浸水被害が多発しており、平成27年には水防法が改正され、現行の洪水に係る浸水想定区域について、想定し得る最大規模の洪水に係る区域に拡充して公表することとなりました。これにより、洪水により重大な損害を生じるおそれのある国及び都県が管理する洪水予防河川及び水位周知河川を対象として、想定最大規模降雨を対象とした洪水浸水想定区域図の公表が行われることとなりました。

市町村は、この洪水浸水想定区域図をもとに、避難場所、避難経路、早期の立ち退き避難が必要な区域等を記載した洪水ハザードマップ等を作成し、住民の避難確保、被害軽減の促進を図ることとなります。

平成29年7月に、国による利根川水系利根川洪水浸水想定区域図の指定公表が行われましたが、同様に指定公表されている小貝川流域及び霞ヶ浦の大規模氾濫に係る洪水浸水想

定区域図等を参考として、今後、町は、町地域防災計画及びハザードマップの見直しを行うこととなります。

ハザードマップの見直しでは、従来の想定浸水区域等の情報に加え、ご指摘いただきました避難所等の防災情報についても加味した総合的な防災情報の掲載についても検討してまいります。

また、町地域防災計画の見直しに当たり、現在の避難場所、避難所の指定の見直しも課題となっておりますが、特に小中学校の統合による校舎等の再利活用による民間事業者等の施設利用者等との間で、災害時における施設の利用方法等についても、今後、具体的な協議を行っていく必要があると考えております。

以上でございます。

○議長（野澤良治君） 1 番篠原佳治君。

○1 番（篠原佳治君） 先ほど防災問題のほうでもあったのですが、避難所と指定しているのが21カ所ですか、小学校であるとか、学校、役場の庁舎も当然入っているでしょうけれども、避難所として指定できる強固な建物というのは本当に役場と学校の庁舎ぐらいしか思い浮かばないですが、指定されているところもその同じ場所を指定するしかないと思うんですよ。今後、以前にも増して難しいのではないかと考えております。

今、述べられたように、学校については、空いている校舎は他者に貸し付けるということとしておりますから、当然、災害時といえどもむやみに立ち入ることはできなくなるであろうし、もちろん建物施設されております。前にも言ったように、日中と夜間では条件が全く異なるということもありますし、空いている体育館なんかもその中の一つには入るのかなと思いますが、体育館は水害時には適当ではないということもあると思います。

その辺のところ、今、ちょっと課長が事細かに説明していただきましたが、なかなかそれですら、解決策といって、そういうものを検討しているとか、その協議の場に今あるところだというようなことで、これこれこういうふうにしていきますという回答が見えてこなかったもので、そのところ自信を持って、ハザードマップに関してはここからここまで線引きをしてこういうふうにできますよというような答弁をお願いしたいのですが、もう一度お願いします。

○議長（野澤良治君） 諏訪総務課長。

○総務課長兼秘書広聴課長（諏訪洋一君） それでは、ハザードマップの見直しにつきまして、もう一度お答えさせていただきます。

ハザードマップの見直しも、具体的に言いますと、先ほどもご質問でご回答させていただきましたが、利根川水系や小貝川流域、霞ヶ浦の大規模氾濫に係る洪水浸水想定区域図等を参考として作成するのが基本であると考えております。

それに加えて、避難場所や避難経路、早期の立ち退き等が必要な区域等を記載することも、具体的な内容としてこれから検討していく形になります。



以上でございます。

○議長（野澤良治君） 1番篠原佳治君。

○1番（篠原佳治君） そういったところも十分考慮した上で協議してほしいと思います。恐らくある程度の水が入ってきたときには、裏手のほう、龍ヶ崎であったり稲敷市のほうへ移るにしても、その道路が冠水して通行どめになる箇所はありますから、その辺のところも加味した上で書き加えてほしいと思います。それは要望です。

それでは、次の質問に移ります。健康・医療問題です。

この問題については、核家族、高齢化が進んでいることから、いずれの自治体でも悩むところとは思われますが、河内町でも決して例外ではなく、ひとり暮らしになっている人もふえてきていると思います。近所の人、区長さん、民生委員の方が訪問し、場合によっては保健師が出向く等、手厚く見守られていると思いますが、一つに、日中ひとりぼっちになる老人が多いことです。

家族と同居し生活できることは、本当にほほ笑ましいことですが、一方で、昼は家族が仕事に行き、子供たちは学校や勤めと。そういう中で、健康な人ばかりではなく、寂しい思いをしているに違いありません。

河内町では、先ほど申したように、人口の30%を超える人が65歳を超えており、私もその一人でありますけれども、今後ますますふえることは確実です。ひとり暮らしの人にはいろいろの業種の人がかかわり、見回りの対象になっているとは思いますが、家族と同居している老人に対しては、どのような方法をとっているのか心配しているところです。中には、同居しているから幸せという人ばかりでもないと思われます。

例は挙げませんが、そういう人もあわせて見回れるような方策が講じられるのか、また町としてどのようなことが考えられるのか、できる範囲で答弁をお願いします。

○議長（野澤良治君） 大槻福祉課長。

○福祉課長（大槻正己君） 篠原議員のご質問にお答えいたします。

老人福祉担当課として、いろいろな事例を耳にすることがございます。しかし、町としては、あくまでも本人、家族等から相談がなければ、プライバシーの関係もございまして、むやみに動けないのが現状でございます。どこまで、そしてどのようにかかわっていくかが最大の課題であり、これから関係機関等で十分に検討していきたいと考えております。

以上でございます。

○議長（野澤良治君） 1番篠原佳治君。

○1番（篠原佳治君） 恐らく事が起こらないとなかなか行動に移せないというのは、本当に日本の縦割り行政の悪いところなのかどうなのかわかりませんが、そういうところかと思えます。本当に町としてどういうことができるのか、するべきか、本当に難しいと思います。それでも、このことにとどまらず、ほかの自治体に先駆けて何か講じていかない

と、安心・安全で住みよい河内町にはならないと思います。

恋の病は草津の湯でも治らないと言いますが、人の病は、人に寄り添ってもらうことで治ると思うんですよ。ですから、何かできることがあるはずだと私は思っております。最初から、何事も無理だと投げ捨てることではなくて、その地域だったり、サークルであったり、そういう何かの団体を利用しながら、その人たちに寄り添っていくような方策が講じられればなと思っております。

こういうふうに言うのも、いずれ我がと思っておりますので、課長も恐らくいずれ我が身なものですから、その辺のことを考慮した上で考えていってほしいと思います。

もし答弁できることがあればお願いします。

○議長（野澤良治君） 大槻福祉課長。

○福祉課長（大槻正己君） 今、関係機関ということを行いましたけれども、関係機関とは、福祉課老人福祉係を初め、保健センター、包括支援センター、そして社会福祉協議会、保健所、県の県民センター等です。そして皆さんから要望がございますホームヘルパーの派遣やデイサービスとか、いろいろ耳にしておりますので、特老やグループホームなどにも協力いただきながら、取り組んでいきたいと思っております。

以上です。

○議長（野澤良治君） 1番篠原佳治君。

○1番（篠原佳治君） ぜひともそういう部署を大いに活用してもらって、それで健闘を祈りたいと思います。ありがとうございました。終わります。

○議長（野澤良治君） 次に、高橋利彰君、登壇願います。

〔2番高橋利彰君登壇〕

○2番（高橋利彰君） おはようございます。本日は、早朝より傍聴に来ていただきましてありがとうございます。

本日の一般質問の内容ですが、質問事項としまして、まず、航空機による環境問題について、2問目、騒音測定機の設置について質問いたしたいと思っております。

また、航空機による環境については、一刻一刻と変わってきているように思われます。利根川対岸側の千葉県については、大分生活環境が変わっているように聞いております。

それでは、一般質問に移らせていただきます。

詳細については、自席にて質問したいと思っておりますので、よろしく願いいたします。

○議長（野澤良治君） 2番高橋利彰君。

○2番（高橋利彰君） 航空機による環境問題について、第1問目ですが、成田空港の機能強化の整備に向けて、B滑走路の北側への延伸によって、今後航空機の高度が低くなり、また大型機の運航、そして夜間飛行時間の延長の話が出ています。河内町騒音地域の航空機騒音による住民の生活の安全・安心が脅かされる度合いが増すこととなります。

騒音下住民の障害の防止等に関する騒防法において、民家防音工事がなされていますが、

現在までの防音サッシ工事にあつては、厚さ5ミリの一枚ガラスが使用されています。このサッシでは遮音性能が余りないように思われますが、2020年度をめどに飛行回数を50万回に拡大、また運航時間の延長などもN A Aは説明をしています。N A Aが示す現在の防音工事予算内では、壁、天井などができないなど自己負担が生じることとなり、約束をした騒音対策ができるのか大変不安を抱いております。

防音工事の機能強化策、整備見直しにおいて、自己負担のないペアガラス、サッシ工事、壁、天井の防音工事の問題の解決に向け、町はN A Aとの協議をしていく考えはあるのかお聞きしたいと思います。

つきましては、総務課長、または町長、ご答弁お願いいたします。

○議長（野澤良治君） 諏訪総務課長。

○総務課長兼秘書広聴課長（諏訪洋一君） ご質問にお答えいたします。

成田空港の更なる機能強化は、我が国の表玄関としての成田空港が首都圏空港としての役割を果たしていくとともに、利便性を向上させ、アジア主要空港等の競争に負けずにアジアの成長を取り込んでいける国際競争力を強化していくというものです。

具体的には、第3滑走路C滑走路の設置、B滑走路の延伸、夜間飛行制限の緩和の方策等について、国、千葉県、千葉県内の空港周辺市町、成田国際空港株式会社N A Aによる4者協議会での検討が行われてきました。

国及びN A Aによると、成田空港の発着回数は、2020年代には年間30万回を超え、2030年代初頭から2040年代後半には年間50万回に達することが予想されております。

このため、滑走路については、新たに第3滑走路C滑走路の整備を行うとともに、B滑走路を北側である茨城県側に延伸することが計画されております。

河内町においては、B滑走路の北側延伸に伴い、騒防法第1種区域の見直し等が生じることとなり、現在、国とN A Aが新たな騒音区域の指定について検討しているところでございます。

河内町における民家防音工事補助事業の内容につきましては、既にご存じであると思いますが、隣接区域を主な対象として、住宅へのエアコン等の空気調和機器の設置、防音効果の高いガラス及びサッシの交換等の防音工事への補助を行うことにより、住宅の防音効果を高め、航空機の騒音による影響を軽減することを目的としております。

町の民家防音工事補助事業は、平成10年度の第1次事業から始まり、現在は、平成28年度から平成33年度を期間とした第5次事業を実施しており、この第1次事業から第5次事業の間において、A滑走路及びB滑走路の隣接区域が順次拡大しております。

ご質問いただきました民家防音工事の機能強化策、整備の見直しにつきましては、特定財源である茨城県の生活環境改善事業補助金及びN A Aの周辺対策交付金を含めた予算措置において整理すべき課題があると考えております。

なお、N A Aは、成田空港の更なる機能強化に伴い、騒音区域における防音工事の施工

内容の改善や深夜、早朝における運航機材の制限等について、環境対策、地域共生策として基本的な考え方を示しております。

今後、その具体的な内容についても確認をしながら、どのような民家防音工事補助事業が、町における航空機騒音対策として住民の生活環境改善の観点から、より効率的かつ効果的であるかを検証するとともに、財政負担等も考慮しながら、茨城県及びN A A等と協議を行っていくことが必要であると考えております。

以上でございます。

○議長（野澤良治君） 2番高橋利彰君。

○2番（高橋利彰君） 環境問題について、今、総務課長から答弁いただいたわけですが、河内町のA滑走路、B滑走路に対して環境が大分違ってきているのではないかということにつきましてちょっとお話ししたいのですが、利根川対岸側の千葉県元下総町地区の西大須賀、また、成田方面へ向かいまして、久住の荒海という地区がありますが、ここはA滑走路側です。こちらも今度近々移転ということになるということを経元の方から聞いております。それについては、下総町西大須賀地区については8月10日に説明会があり、西大須賀全地区200何十戸か、ここが全部移転地区になったということで聞いております。今度、久住の荒海地区というところですが、ここが200戸まではいかないですが、200戸近い件数になりますが、ここが近々移転地区に指定されるということで聞いております。

この荒海地区については、千葉県知事が何度か視察に来ていただいたと地元の方から聞いております。それだけ千葉県が力を入れて、この環境問題、環境整備に対してすごく力を入れているように思われますが、茨城県のほうでは、いまだに県としての動きが見えないのですが、これに対してどうでしょうか。課長さん、よろしくお願いします。

○議長（野澤良治君） 諏訪総務課長。

○総務課長兼秘書広聴課長（諏訪洋一君） それでは、ご質問にお答えいたします。

茨城県の関与を今まで以上にこの航空機騒音問題について強く求めていくということでもよろしいでしょうか。現在の補助事業、先ほども申し上げましたように、民家防音工事の補助事業を町が行っている部分に関して、茨城県として生活環境改善事業補助金、またN A Aの周辺対策交付金が特定財源としてなっておりますが、こうした茨城県のかかわりとともに、成田空港の更なる機能強化に伴い、さまざまな整理すべき課題がこれから出てくると思います。

そういった中で、町単独では解決できない問題、また国やN A Aに対する要望等についても、茨城県等と協議しながら連携をして行っていく課題が多数あると思いますので、今後も茨城県との連携を強くしながら、茨城県にもこの問題に対するかかわりを今まで以上に強く関与していただくことを要望しながら、課題の解決に当たっていきたいと考えております。

以上でございます。

○議長（野澤良治君） 2番高橋利彰君。

○2番（高橋利彰君） 今後とも、茨城県との話し合い、また協議をよろしく願いいたします。

続きまして、2番目になりますが、カーフェューの運用時間の緩和についてですが、現在23時台の便数制限がされていますが、2016年11月にN A Aは、カーフェューの弾力的運用は廃止をし、運航可能時間を午前5時から午前1時までと説明がありましたが、ここに来て見直し案があり、A滑走路においては、追加の防音工事環境対策をし、3時間の延長案を改め1時間延長とし、午前6時から午前零時までとするという説明があります。また、B滑走路においては当面は現状どおりとの説明ですが、今後のカーフェューにおいて弾力的運用は、騒音下住民の思いとはかけ離れた国策であり、騒音増大による騒音下世帯における家族全員の安眠を確保するために、夜間飛行制限の緩和については容認できないと思っております。町として、カーフェューの問題をN A Aと協議していく考えがあるかどうかお聞きしたいと思います。

総務課長、または町長、よろしく願いいたします。

○議長（野澤良治君） 諏訪総務課長。

○総務課長兼秘書広聴課長（諏訪洋一君） ご質問にお答えいたします。

成田空港では、23時から翌朝6時までの時間帯は原則として航空機の離着陸を禁じておりますが、成田空港における台風、大雪等の悪天候や航空機の機体の安全上の異常事態、急病人の発生等乗客の生命に係る場合等緊急やむを得ない場合に限定して、緊急事態として離着陸を認めておりました。

平成25年3月31日から、出発地空港での遅延や他空港での一時退避による遅延等、気象等のやむを得ない場合に限り、23時台、23時から24時までの離着陸を認める離着陸制限、いわゆるカーフェューの弾力的運用を開始しております。

N A Aは、カーフェューの弾力的運用が発生した場合、航空会社に対して着陸料にペナルティーを上乗せし、これを離着陸特例配分金として千葉県側と河内町の第1種区域の6市町に均等配分しております。

町では、この離着陸特例配分金等を利用して、騒防法第1種及び隣接区域の地域の地区に対して、集会施設の整備や維持管理に関する事業、地区のコミュニティ活動に関する事業等に対して航空機騒音対策事業を創設し、平成28年度から実施しております。

成田空港の更なる機能強化に伴う運航可能時間延長につきましては、ご指摘のとおり、当初、現在の午前6時から午後11時までの運航時間を午前5時から午前1時までを運航時間とする案が提示されましたが、各地区での住民説明会等を経て、運航時間について、地域からの要望等を踏まえ、成田空港の国際競争力の確保と地域住民の生活環境の保全の両立を図る観点から、飛行経路間における静穏時間を6時間確保できるよう配慮した見直しを行う案が提示されました。

また、夜間飛行制限の緩和に伴う環境面への配慮については、住民の安眠を確保するために、内窓等の追加防音工事の充実や、午前5時台及び午後11時以降の時間帯に運航する航空機は低騒音機に限定するなどの環境対策が追加で提案されております。

町では、国及びN A Aに対して、現在のカーフェューの弾力的運用におけるルールへの厳守はもとより、今後の成田空港の更なる機能強化に伴う夜間飛行制限の緩和の方策等について、騒音直下の住民の安眠を確保し健康的な生活ができる生活環境の保全のため、引き続き協議を行ってまいります。

以上でございます。

○議長（野澤良治君） 2番高橋利彰君。

○2番（高橋利彰君） ありがとうございます。N A Aの昨年の会議の中でちょっと耳に入ったことですが、4時間程度の睡眠があればいいんじゃないかというような、そういう会議の中での話があったということで、ちょっと憤慨しております。それにつきまして、今後、カーフェューについてもっと目を見張っていただきまして、よろしくお願ひしたいと思ひます。

続きまして、航空機騒音測定機の設置について、A滑走路側騒音第1種区域田川地区においては、田川共同利用施設に固定式の測定器が設置されていますが、現在においては航空機の航路の幅が広がっているように思われることから、航路の調査が必要と思われ、測定器の位置に問題はないのかと思ひます。また、1種区域の見直しが必要ではないかと思ひております。

また、B滑走路側においては、騒音第1種区域排水機、上金江津一部地区の航空機航路直下に現在まで固定式の測定器はなく、年に四、五回ぐらいの回数で、1回の測定は7日間ぐらいで移動式が設置されています。この測定結果は、1種区域の住民には知らされておひりません。そのため測定の数値は、地区住民は把握できないでいます。ただ、うるさい、うるさいだけの話で来ています、この11年間。N A Aの説明がたまにありますが、住民はこのようなことから、このN A Aの説明に対して話し合ひができないでいます。自分たちの地区でどのぐらいの騒音デシベルがあるのか、これすら把握できないことから、話し合ひの中に入っけていけない状況が続いておひるわけでございます。

このことから、早急に固定式の測定器の設置を要望いたします。騒音下の住民に対し、血の通った対応を要望いたしたいと思ひますので、よろしくお願ひいたします。

B滑走路側騒音第1種区域の問題は、町がN A Aと本気で取り組む考えはあるのか、お聞かせ願ひたいと思ひます。

総務課長、また町長、よろしくお願ひいたします。

○議長（野澤良治君） 諏訪総務課長。

○総務課長兼秘書広聴課長（諏訪洋一君） ご質問にお答えいたします。

現在、成田空港の航空機騒音測定につきましては、町内に4カ所の固定式の測定局がご

ございます。測定局としては、茨城県が設置している金江津局つつみ会館、田川局田川共同利用施設及びN A Aが設置している下加納局愛宕神社、河内局中央公民館の4カ所となりますが、この測定結果につきましては、平成29年2月から速報値として「広報かわち」に毎月掲載しております。このうち、騒防法第1種区域内には、茨城県が田川局田川共同利用施設に設置をしております。

なお、N A Aが設置しています測定局の現在の騒音レベルや過去の測定結果につきましては、同社の環境情報公開ウェブサイト「成田空港環境こみゅにてい」で確認することもできます。

また、騒防法第1種区域の騒音測定につきましては、N A Aが田川、金江津地区で実施している航空機騒音実態調査もございます。

町は、航空機騒音に対する住民の不安等を軽減するため、より正確な航空機騒音に係る情報提供に努めるとともに、茨城県及びN A A等に対して、騒防法第1種区域等への固定式の航空機騒音測定器の設置についても要望していきたいと考えております。

今後も、町は、騒音被害を受ける住民の生活環境保全を最優先として、成田空港の更なる機能強化についても、国及びN A A等に対して、地区説明会等での住民への十分な説明を行い、理解を得た上での施策を行うことを求めてまいります。

以上でございます。

○議長（野澤良治君） 2番高橋利彰君。

○2番（高橋利彰君） この騒音地区の第1種地区につきましては、B滑走路側としては、排水機地区、上金江津地区一部ということですが、大体、しんから500、500、左右に500、500、1キロ間が第1種地区になっております。今、測定器がつつみ会館にあると言われておりますが、前から聞いてはおりますが、ここは、そこからまた500メートル先の外になっているわけです。ですから、第1種地区において騒音測定器は1台もまだ設置されていない状況があるわけでございますので、それについてお願いをしたわけでございます。今後とも、何とかこの測定器が取りつけられてもらえますよう、よろしくお願ひしたいと思います。

また、排水機、金江津、一部の第1種地区につきましては、利根川堤防、これが千葉県側と茨城県は大体約500メートルなんですよね。この500メートルで千葉県側も移転地区ということで、生活環境がこれからどんどん変わっていく状況があるわけです。それにつきまして、河内町のこの500メートル離れたところ、ここではまだ何の話もなく来ているような状況でございますので、その辺も一つ加味してよろしくお願ひしたいと思います。

それでは、ありがとうございました。私の質問をこれで終わりたいと思います。

○議長（野澤良治君） 次に、星野初英君、登壇願ひます。

〔9番星野初英君登壇〕

○9番（星野初英君） 皆様こんにちは。9番星野初英でございます。早朝より議場に足

をお運びいただき、傍聴にお越しくださしましてありがとうございます。

それでは、町民の皆様からの声を届けるために、通告に従いまして一般質問をさせていただきます。

初めに、子育て支援についてお伺いいたします。

今回は、新生児聴覚検査に対する河内町の現在の取り組み及び今後の受診率向上に向けての対応についてお伺いいたします。

2点目に、私たち国民の一人一人が自分の意思を反映させることのできる最も重要な基本的な機会が選挙です。しかし、政治に対して無関心になり、政治離れが進んでおります。さまざまな要因があると思いますが、少しでも投票率が上がることにつながるように、投票率向上への対策についてお伺いいたします。

詳細は自席にてお伺いいたしますので、担当課長さん、前向きな答弁をよろしくお伺いいたします。

○議長（野澤良治君） 9番星野初英君。

○9番（星野初英君） 生まれて間もない赤ちゃんの耳の聞こえぐあいを調べる新生児聴覚検査についてお伺いいたします。

新生児聴覚検査とは、専用の機械を用いて寝ている赤ちゃんの耳に音を流し、脳波を返ってくる音によって聴力を調べる検査を言います。痛みはなく、検査は数分で終わります。生後3日以内に行う初回検査と、その際に再検査とされた赤ちゃんを対象に生後1週間以内に実施する確認検査がございます。これらに係る自己負担額は、医療機関によって異なりますが、1回当たり5,000円程度とされています。費用面が壁になり、検査を受けないと判断する母親も少なくないと言われております。

新生児聴覚検査は、2012年度からは母子手帳に結果を記載する欄が設けられるなど、国も積極的に推奨している検査だと認識しております。医療機関によっては、分娩費用に含まれているところがございます。

地方交付税による財源措置の対象となっているようですが、初回検査を公費で負担する自治体は、全国1,741市町村のうち109市町村で、2014年の調べでは1割にも満たない状況です。

厚生労働省は、ことしの3月全自治体に、公費助成の導入など受診を促す対応を求める通知を出したと聞いております。

国立生育医療センター耳鼻咽喉科医長は、新生児聴覚検査を受けた子供は、早期療育に至る確率が受けていない子供より20倍も高くなり、コミュニケーション能力は3倍以上も上昇するという研究発表が出ております。人とのコミュニケーションは、孤立を防ぎ、その後の人生を大きく左右するからこそ早期発見が重要と言えると指摘しております。

検査の実施率を高めるためには、産科医がその重要性を認識し、母親に伝え、受診を勧めることだと思っております。その上で、自治体の協力も欠かせないと考えます。



患者への継続した支援を行うには、自治体が検査結果を把握しておく必要を感じますが、現実には把握していない市区町村が多いと聞いていますが、河内町では受診状況及び検査結果の把握に努めていただいていると認識しております。

そんな中、実施向上に向け、岡山県などのように公費助成、体制整備を市町村及び県で取り組んでいるところが見受けられます。

耳鼻咽喉科医師からは、全額補助まではいかなくても、補助金が出て少し安くなるという印象を与えることで、母親も受診しやすくなり、実施率を伸ばすことにつながるのではとの意見も聞かれます。利根町では、ことしの4月から、2,000円の補助を実施しているとお聞きいたしました。

町における新生児聴覚診査に対する現在の取り組み及び今後の受診率向上に向けての対応を、担当課長さん、よろしく願いいたします。お聞かせください。

○議長（野澤良治君） 大槻福祉課長。

○福祉課長（大槻正己君） 星野議員のご質問にお答えいたします。

茨城県では、県内の全ての産科医療機関で新生児聴覚検査を実施しているため、茨城県で生まれたお子さんは全員検査を受けております。ただし、県外、千葉県等の医療機関では、一部実施していない医療機関がある現状でございます。

次に、受診率向上についてでございますが、ほとんどの方が検査を実施しているため、既に高い受診率を維持しております。今後も赤ちゃん訪問時に検査の実施の有無について丁寧に聞き取りをいたしまして、検査未実施の方につきましては、検査ができる医療機関等を紹介してまいりたいと思います。

また、検査費の補助については、重要性や優先順位等の調査を行うとともに、国、県、近隣市町村の動向を見ながら検討していきたいと思っております。

以上でございます。

○議長（野澤良治君） 9番星野初英君。

○9番（星野初英君） 大槻課長さん、ありがとうございます。全ての茨城県では実施しているということで安心いたしました。大きな病院ではほとんど今はやっているということも、私自身わかりました。

でも、中には本当に漏れている状況の方もいらっしゃると思います。早期発見の本来の目的は、今まで聴覚障害の発見が3歳から4歳と遅く、そのために年齢に応じた言葉の獲得を逸してきた子供たちがございます。そのような子供たちをできる限りなくしたいということです。この検査により聴覚障害が早期に発見され、適切に支援が行われた場合には、障害による音声言語の発達等の影響が最小限に抑えられることから、早期発見、早期治療が図れるために実施することが必要でございます。

検査を受け、診断されたときの家族の心痛は言葉ではあらわせません。そのときの家族へのサポートとして行政ができることは、担当課や保健師さんのお力添えが不可欠です。

今後も心ある行政の取り組みにご期待申し上げ、次の質問に移ります。

投票率向上への対策について、引き続きお伺いいたします。

現在、町では、公民館において期日前投票が行われ、8月の県知事選挙では8カ所の投票所にて投票が行われました。この選挙期間中に、車を運転されない高齢者の方から、期日前投票をしたいけど公民館まで行かれないと、少なからず投票所へ足を運ぶことに対して困難さを感じているとの声が聞かれました。

全国的に進む高齢化に伴い、高齢者の方たちを初め、交通弱者の方たちを手助けしようとの取り組みが、各自治体において始まっているように感じられます。

島根県浜田市では、全国で初めて、ワゴン車を活用し、移動式期日前投票所を開設し、去年の7月の参議院選挙から運用が開始されました。また、神奈川県箱根町でも、ことしの9月の町議選から、期日前投票で、ワゴン車に記載台と投票箱をのせた移動期日前投票所を導入いたしました。

移動式期日前投票所は、投票所まで足を運ぶことが難しい高齢者や投票所から遠い地域に暮らす有権者の投票機会を確保した上で、低下傾向にある投票率をアップさせるために開設し、10人乗りのワゴン車を活用しております。

我が町の地理的なことを考えますと、年を重ねるごとに投票所が遠くを感じ、困難さが伴っていくのも事実だと思います。移動式期日前投票等のように、町内を巡回するなど出向くことで、交通弱者の方たちの1票を手助けできるのではないかと考えます。

将来に向け、考える時期が来ているのではないのでしょうか。町としての考えをお聞かせください。

○議長（野澤良治君） 諏訪総務課長。

○総務課長兼秘書広聴課長（諏訪洋一君） 選挙管理委員会書記長としてお答えいたします。

ご質問いただきました移動期日前投票所につきましては、ご質問にございましたように、平成28年の参議院議員選挙において島根県浜田市が初めて導入しております。

浜田市では、平成17年の市町村合併により、合併当初は105カ所あった投票所が、順次見直しを行い、平成28年の参議院議員選挙から70カ所となりましたが、この投票所の統合に当たり、山間地に住み投票所まで距離が離れた交通手段の確保が難しい選挙人への投票機会を確保するため、公用ワゴン車を利用した移動期日前投票所が開設されました。

浜田市の事例では、10人乗りの公用ワゴン車に記載台と投票箱をのせ、投票期間のうち3日間で、統合された9投票区の区域内11カ所を巡回し、投票所により1時間または1時間30分の開設時間を設け、投票を行っております。

浜田市の移動期日前投票所では、公用ワゴン車の車内に事務局2名、投票立会人2名、投票管理者1名の計5名が同乗して各投票所を巡回しておりますが、記載台や投票箱の配置、投票管理者及び投票立会人の場所等に配慮し、投票の公平、公正及び秩序の維持に努

めたということです。この移動期日前投票所では、3日間で68名の投票があったということでございます。

なお、こうした移動期日前投票所につきましては、ご指摘のとおり、神奈川県箱根町でも平成29年9月24日の町議会議員選挙において開設が予定されていると聞いております。

現在、河内町における期日前投票所は、長竿地区の中央公民館に設置しております。直近の選挙となります平成29年8月27日の茨城県知事選挙では、8月11日から8月26日までの16日間で期日前投票が行われ、延べ836人、1日平均約52人の投票がありました。これは投票率で言うと全体の10.38%に相当し、平成25年9月に行われた前回の茨城県知事選挙の4.93%から5.45%の増となっております。

このように、期日前投票における投票はふえていく傾向にあると考えておりますが、今後、河内町においても、投票所までの移動手段を確保することが困難な高齢者等がふえ、投票率が低下していく懸念もございます。

移動期日前投票所は、こうした事態に対応し、有権者の投票機会をふやすとともに、投票率の向上にも寄与することが期待できる手段の一つであると考えておりますので、導入している先進自治体の実績や効果、また課題等も確認をしながら、実施に当たっての財政負担等も考慮した上で検討していく課題であると考えております。

以上でございます。

○議長（野澤良治君） 9番星野初英君。

○9番（星野初英君） 美浦村では、移動式の投票所ではないですけれども、期日前の1日だけ、何ルートかに分けてバスを期日前投票所まで出しているということもお伺いいたしました。いずれにしても、いろいろと工夫をしていただき、ぜひ投票率向上のために前向きに検討していただきたく思います。

私も、今回の知事選の投票は、足の悪い母を車に乗せて期日前投票を行いました。母の分は、前もっていただいた宣誓書に書いて持っていきました。私にとっては、当日外出するということと名前を書くということで、思っていたより簡単にできることがわかりましたが、高齢の方にとっては、耳が遠かったり、理由を聞かれたりするのがとても嫌だという方がいらっしゃいます。宣誓書をいつも利用している方がいらっしゃいます。

そこで、稲敷市や利根町、ほかにも入場券の裏に宣誓書を印刷して活用しておりますが、我が町においても入場券の裏に宣誓書を印刷してはいかがでしょうか、町の考えをお聞かせください。

○議長（野澤良治君） 諏訪総務課長。

○総務課長兼秘書広聴課長（諏訪洋一君） お答えいたします。

現在、町の期日前投票におきましては、選挙人が郵送された自分の投票所入場券を期日前投票所に持参し、選挙事務従事者が、期日前投票システムを活用し、入場券のバーコードを読み取るとともに、選挙人から聞き取りをした内容をシステムに追加で入力すること

により、宣誓書を作成しております。

選挙人は、このシステムから入力された宣誓書の内容を確認した上で、自分の氏名を署名し、投票を行うこととなっており、選挙人が事前に宣誓書へ住所、氏名等の記載をすることなく投票が可能となっております。

この方法の利点は、期日前投票システムの活用により、選挙人が事前に宣誓書の記載をすることなく、宣誓書の作成及び投票をすることができ、選挙人の負担を軽減するとともに、事務従事者が、選挙人資格の有無等について、システムを活用しながら直接選挙人への確認を行うことができ、誤りのない公平な選挙を行うことが期待できるということです。

町では、この期日前投票システムを導入して4年以上が経過しておりますが、選挙人の方々にも、この方法による投票が定着しつつあるのではないかと認識しております。

一方で、ご質問いただきました投票所入場券への宣誓書の事前印刷方式は、選挙人が自宅等で事前に宣誓書の必要事項を記載しておくことが必要となりますが、投票所での宣誓書への署名をすることなく投票ができるという利点があると考えます。こうした方法は、近隣では、稲敷市や利根町等が既に採用していると聞いております。

ただいまご説明させていただきましたとおり、期日前投票において、投票所入場券へ宣誓書を事前に印刷する方法と、現在河内町で行っている方法を比較してみると、それぞれに利点があり、入場券へ宣誓書を事前に印刷する方法への変更につきましては、近隣市町村の導入状況等も確認しながら検討していく課題であると考えております。

選挙は、選挙人が投票しやすい体制を整えることはもとより、間違いのない正確な選挙の実施についても十分に考慮しなければならないものと考えております。今後も、公平、公正な選挙を行うため、期日前投票における投票方法等を含めて、さらなる工夫、改善を行ってまいります。

以上でございます。

○議長（野澤良治君） 9番星野初英君。

○9番（星野初英君） 住民の方々が1人でも多く投票に参加できますように工夫をしていただきまして、前向きな対応をご期待いたしまして、私の一般質問を終わります。

○議長（野澤良治君） ここで休憩いたします。

再開時刻は午前11時20分とさせていただきます。

午前11時12分休憩

---

午前11時22分開議

○議長（野澤良治君） 再開いたします。

次に、6番諸岡周示君、登壇願います。

〔6番諸岡周示君登壇〕

○6番（諸岡周示君） 皆様こんにちは。6番諸岡周示です。傍聴の皆様には、常日ごろ

議会に際しましてご理解とご関心をいただきまして、まことにありがとうございます。

8月の末には、茨城県知事の改選があり、激戦の論戦が繰り広げられた末、チェンジいばらきを訴えた新知事が、24年ぶりに誕生いたしました。私は、これからの茨城を託して一生懸命頑張っていたきたいと願う一人でもあり、大変うれしく思っております。

また、米の刈り入れも順調に進んでおり、生産者にとっては気になる米価のほうも、昨年よりは高値で買い取られていると思いますので、非常に喜ばしく思っている次第であります。

さて、通告に際しまして、今回の質問は、一つ目に、成田空港関連で、更なる機能強化に向けた取り組みについて、町の防音工事等の取り組み状況と今後の対策について質問いたします。

第2に、学校跡地利用についてですが、来年には、小学校が一緒になり、小中一貫校が始まります。その中で、空き学校の公募のあり方や利用についての一つの案として、役場庁舎にしてはどうかというようなことも、6月の定例議会で同僚議員の発言がありましたので、質問と意見を述べさせていただきたいと思っております。

第3に、指定管理者の期限が切れたかわち直販センターについて、1年がたちました。裁判の係争中の中ではありますが、質問をいたします。

詳しいことは自席にていたしますので、担当課長、そして雑賀町長には明確な答弁をお願いしたいと思います。

○議長（野澤良治君） 6番諸岡周示君

○6番（諸岡周示君） 初めに、成田空港関連について、更なる機能強化に向けての説明が各地域で行われていると思います。また、環境アセスの説明も同時に行われていると思います。

その中で、先ほど同僚議員からもありましたように、現在、河内町は第5次事業の防音工事が平成28年度から33年までの間実施されております。河内町全体では、対象戸数は何戸あるのでしょうか。また、第5次事業について、28年度実績においてその隣接区域も含めて対象戸数や申請の実施状況など、説明を担当課長のほうに答弁を求めたいと思っております。

○議長（野澤良治君） 諏訪総務課長。

○総務課長兼秘書広聴課長（諏訪洋一君） ご質問にお答えいたします。

河内町は、成田空港の航空機騒音対策として、成田国際空港株式会社N A Aが行う助成事業を補完するため、平成10年度から騒防法第1種区域及びその隣接区域における民家防音工事について補助金を交付しております。

町の民家防音工事補助事業は、隣接区域を主な対象区域としておりますが、平成10年度から平成13年度までを第1次事業として、A滑走路の隣接区域の上田川から片巻の一部、流作までの区間を対象として始めました。その後、平成19年度からの第3次事業においては、A滑走路に加えてB滑走路の隣接区域、片巻、排水機、上金江津の一部も対象とし、

現在は平成28年度から平成33年度を期間とした第5次事業となっておりますが、A滑走路及びB滑走路それぞれの隣接区域が、順次この間に拡大しております。

河内町全体の対象戸数のご質問ですが、平成10年度の第1次事業から平成33年度の第5次事業までの隣接区域における計画目標数、これは初回防音工事分となりますが、各事業期間の累計がA滑走路隣接事業が1,700件、B滑走路隣接事業が956件で、合計2,656件となります。

なお、この計画目標数は、第1次事業から第5次事業の各区分における数値を積み上げたものとなりますので、対象区域における実際の戸数とは異なっております。

次に、平成28年度の主な民家防音工事補助事業の実績ですが、A滑走路隣接事業が35件で1,276万8,201円、B滑走路隣接事業が125件で3,598万5,975円、隣接空調機更新事業が3件で49万3,651円となり、合計で163件、4,924万7,827円の補助となります。

以上でございます。

○議長（野澤良治君） 6番諸岡周示君。

○6番（諸岡周示君） そこで、先ほど課長が平成10年という答弁がありましたけれども、平成10年の4月1日に隣接区域に所在した住居がある場合には対象となりますが、それ以降については対象にならないというのが今の現状だと思います。人口減少の折、隣接区域を含めた騒音区域には、幾ら呼び込もうとしても、来てくれる人、または住んでくれる人はだんだんいなくなってしまうのではないかと私は思います。

そして、それ以降住んでいる人で、同じに住んでいるのになぜ対象にならないんだという声もたくさん寄せられています。今後、町として何らかの段階的な緩和措置を講じることができないものか。

また、先ほど同僚議員も言いましたように、さらなる機能強化がなされる中で、騒音対策協議会の開催など、前向きな考えを担当課長と雑賀町長に答弁を求めたいと思います。

○議長（野澤良治君） 諏訪総務課長。

○総務課長兼秘書広聴課長（諏訪洋一君） ご質問にお答えいたします。

現在、隣接区域における町の民家防音工事補助事業は、町が事業を開始した平成10年4月1日を基準日としており、基準日に所在する住宅が補助事業の対象となっております。そのため、事業開始日以降に建築された住宅については本事業の対象から外れるということになります。

この平成10年4月1日の基準日について、段階的な緩和措置を講じることができないかのご質問ですが、基準日の見直しにつきましては、町の航空機騒音対策における住民の生活環境改善の公平性等から、課題の一つであると考えております。

基準日の見直しにつきましては、現在の第5次事業が平成28年度から平成33年度の6年間となっておりますので、この進捗状況等を踏まえ、また、今後の成田空港の更なる機能強化に伴う騒防法第1種区域の見直し等の動向も考慮し、町長とも相談しながら検討して

まいりたいと考えております。

以上でございます。

○議長（野澤良治君） 雑賀町長。

○町長（雑賀正光君） 一つは、町の騒音対策協議会の点は、今月の19、20日に地元説明会がありますから、その後に年度内の開催を、計画をしています。

以上です。

○議長（野澤良治君） 6番諸岡周示君。

○6番（諸岡周示君） 次に、学校の跡地利用について質問いたします。

先ほど言いましたように、皆さんご承知のように、来年度から小中一貫校がスタートいたします。新たに小学校三つが空き学校となります。現在は、長竿小学校、そして金江津中学校においてはドローンの事業者は無償貸し付けということで決まりましたけれども、町小中学校再利活用審議会においても検討がなされると思いますが、その後、今後の計画、または公募の方法について担当課長に答弁を求めたいと思います。

○議長（野澤良治君） 寺崎教育委員会事務局長。

○教育委員会事務局長（寺崎光則君） 諸岡議員の質問にお答えいたします。

来年度からの小中一貫校開校に伴い閉校となります三つの小学校の利活用につきまして、河内町小中学校再利活用審議委員会において、先に閉校しました中学校の利活用事業者の公募並びに選定と並行いたしまして審議を行ってきたところです。

この審議委員会での審議内容といたしましては、まず、公募の時期について検討され、中学校の際には閉校後に公募をいたしましたが、閉校した学校の維持管理には、電気代や警備保障のほか、樹木消毒や校地内の除草など経費がかかることや、使用していない期間が長ければ長いほど施設は傷んでいってしまうことを考えれば、閉校後になるべく期間を空けずに利活用していただくために、閉校する前の段階で公募したほうがよいという意見でまとまったところです。

この9月19日から12月15日までの約3カ月をかけて公募することといたしました。公募の内容といたしましては、金江津中学校のときと同様に、貸し付けの範囲は校舎のみとし、体育館及び校庭については、町民の方々の社会体育活動としての利用を優先しまして、支障のない範囲で協議の上使用することができるものとしております。

また、貸し付けの方法につきましては、現状有姿による無償貸し付けとしておりまして、貸付期間は10年以内の希望する期間で更新可能としているところでございます。

これらの内容を盛り込んだ廃校利活用事業運営事業者募集要項を9月19日に町のホームページで公表し、募集を開始いたしまして、それにあわせて新聞などを活用し、広く周知を図っていきたいと考えております。

以上でございます。

○議長（野澤良治君） 6番諸岡周示君。

○6番（諸岡周示君） 先ほども言いましたが、金江津中学校が決まり、来年の4月からスタートしたときに、以前も質問いたしました、この五つの学校の貴重な資料、そして歴史や文化的なものがたくさんあります。絵画もあるし、本もあります。以前質問してヒアリングのときには、この保存するためには4～5教室が必要だよということもいただいたのですが、今、この資料どこに展示するというのは検討なされているのか。また、保存する計画はいつ示されるのか、準備はできているのか。その辺を担当課長に質問をいたしたいと思います。

○議長（野澤良治君） 寺崎教育委員会事務局長。

○教育委員会事務局長（寺崎光則君） ご質問にお答えいたします。

現時点で、各学校の保存すべき貴重な資料や物品などの展示する場所は具体的に決定しておりませんが、保存すべきものの量的な面を考えると、閉校した学校を再利用することも一つの方法と考えております。

先日調査したところ、小中学校には多くの絵画を初め、さまざまな寄贈品や各学校のこれまでの歴史を記す貴重な書物など、保存していかなければならないものを多数確認してございます。学校ごとの重要な書物、書籍などを保存するスペースと寄贈された絵画などを一括して展示するスペースとして閉校した学校の教室等を利用し、記念碑などの屋外にあるものは水と緑のふれあい公園内に移設、また、書籍で利用可能なものにつきましては中央公民館の図書室に所蔵する案などを検討しているところでございます。

今後、小学校の利活用事業者の応募状況との兼ね合いもございしますが、具体的な検討を進めていきたいと考えております。

以上でございます。

○議長（野澤良治君） 6番諸岡周示君。

○6番（諸岡周示君） 6月の定例議会にも篠原議員の発言がありましたけれども、一つの案として考えていただきたいと思いますが、なかなかホームページ、新聞等で掲載しても応募がないならば、または条件が合わないならばですけれども、中央にある空き学校、中央というと旧河内中学校かみずほ小学校ですけれども、一つの案ですけれども、公民館内に展示してある郷土資料を資料館として開館し、また、先ほど課長が言われましたように、各学校の大事な資料や絵画の展示室、そして図書館にも利用して、子供たちや住民の皆様勉強や見学をしていただいたりしたらどうかと。また、災害のときには避難所としても利用できるような検討してはどうかと私は考えます。

また、この学校、平成22年に私の調べでは耐震化もされていますので、私も専門家に尋ねましたが、改修を行ってそこに町庁舎を移転してはどうかと、そのような検討委員会の立ち上げを私は考えます。

現在、この役場は昭和44年竣工したものであり、土地は一部借地にもなっています。また、免震になっているとはいえ、耐震化にはなっていないのが現状であります。あと10年



もすると、この役場も約60年ということで、何らかの措置はするしかないと思いますので、私はその辺を考えます。

また、住民の方が来られた際、通路が狭いというのも結構話を聞きます。そして職員の方にも聞きますけれども、会議室も少ないというようなことを言われています。というようなことから、跡地利用として、総合的な庁舎をつくる検討の余地はあるのではないかと私は思います。再利活用審議委員の皆様にも、ぜひともご検討をお願いしたいと思います。

最後の質問になります。かわち直販センターについて質問いたします。

昨年8月末までで指定管理者の期限が切れた株式会社ふるさとかわちですが、現在裁判の係争中ということで、なかなか答弁はできないと思いますが、できる範囲で結構なので、経過等々も含めて担当課長に質問をいたします。よろしく申し上げます。

○議長（野澤良治君） 坂本経済課長。

○経済課長（坂本紀幸君） 諸岡議員のご質問にお答えいたします。

かわち直販センターの建物の明け渡しに係る公判の経過についてご説明をいたします。

昨年8月末日の指定期間の満了後から、同年10月の町議会臨時会において議決いただきました訴えの提起までの経過につきましては、これまでの町議会定例会及び臨時会におきましてご説明させていただいておりますので、ここでは、昨年12月7日の訴訟提起から公判の経過や概要についてご説明をさせていただきます。

本年2月8日に第1回公判が開始されてから、その後3月22日、5月24日、7月10日にそれぞれ公判が行われ、本日9月14日に第5回の公判が予定されております。これまでの原告としての町の主張や被告の株式会社ふるさとかわちの反論について、それぞれ要約してご説明いたします。

初めに、町の訴状における請求の趣旨といたしましては、3点ございます。

1点目は、所有権に基づくかわち直販センターの建物の明け渡しを請求するもの、2点目に、指定期間満了後の平成28年9月1日から明け渡しに至るまでを損害賠償として請求するもの、3点目は、被告に対しての訴訟費用の負担、並びに仮執行宣言を求めるものです。

この請求に対する被告の株式会社ふるさとかわちの反論といたしましては、原告の町の請求をいずれも棄却し、訴訟費用の負担を原告の町とする判決を求めることを主張しております。

次に、被告の株式会社ふるさとかわちの主張の主なものは、3点ございます。

1点目は、公募の選考基準によらない行為は裁量権の逸脱にあたり違法とするもので、この裁量権を逸脱した行為を前提として建物の明け渡しを求めるのは権利の濫用とするもの、2点目に、長期間にわたりかわち直販センターを管理運営し、運営する意思と能力を有するのに指定管理者に指定せずに明け渡しを求めるのは信義則違反とするもの、3点目は、留置権の成立にあたり、かわち直販センターに関連して支出した修繕費は、被告の株

株式会社ふるさとかわちがこの費用の償還請求権を有しており、この債務が支払われるまで本件建物を留置できるものと主張しております。

この主張に対する原告町の反論といたしましては、所有権に基づく建物の明け渡し請求において、権利濫用、信義則違反とする主張については、これを基礎づける客観的な事情はないものとし、また裁量権の逸脱の主張につきましても、権利濫用、信義則違反とする主張に対してどのように作用するか説明がなく、関連性が不明なものとしております。

次に、留置権につきましても、町と指定管理者との責任分担は、かわち直販センターの管理に関する協定書第5条により、管理運營業務に要する費用は運用収益及び利用料その他の収入をもって充てるものとされておりますので、被告が主張する費用償還請求権は発生せず、建物に関して生じた債権にも該当しないものとして、いずれの主張に対しても反論をしております。

このような答弁、反論の内容からも、被告の主張は尽きていることから、あとは法的な判断のみでありますので、結審をされたうえで被告の請求を早期に棄却されるよう、原告の町の意見として裁判所に対し求めております。

以上が、これまでの公判の経過と双方の主張の概要のご説明になります。

○議長（野澤良治君） 6番諸岡周示君。

○6番（諸岡周示君） それで、1年前ですけれども、町が中心となって事業運営するということで、出荷者に対して募集をいたしました。また、その中で会議も開いたと聞いております。1年も過ぎましたので、今までの経過報告など開催する計画があるのか、何らかの説明をしてはどうかと私は思うのですが、担当課長に答弁をお願いしたいと思います。

○議長（野澤良治君） 坂本経済課長。

○経済課長（坂本紀幸君） ご質問にお答えいたします。

これまで町では、「広報かわち」等でかわち直販センターの利用出荷登録希望者の募集を随時行っており、現在のところ、町内外の方を併せまして59件の利用登録の意向をいただいております。この利用出荷登録希望者の方々には、早々に利用申し込みをいただいているにもかかわらず、1年余りにわたってお待たせすることとなり、大変なご心配とご迷惑をおかけしております。

これまでのかわち直販センターの状況をお知らせする機会といたしましては、昨年8月末に開催したかわち直販センターのリニューアルオープンに向けたスケジュール計画等の説明会及び意見交換会の後、12月に利用出荷登録希望者の皆様にはお詫びと現状をお知らせし、あわせて町内全戸配布及び町のホームページへの掲載をいたしました。この中では、かわち直販センターの建物の明け渡しを求め、裁判を起こすに至った経緯についてお知らせし、町民の皆様のご理解とご協力をお願いをいたしました。

今後、利用出荷登録希望者の皆様に対しましては、これまでの経過を含め、改めてスケジュール計画のお知らせや出荷者協議会等の設立についてご案内することとなりますが、

その時期につきましては、今後の公判の推移を見きわめながら、適時、広報等を活用いたしまして適切に対応してまいりたいと考えております。

以上でございます。

○議長（野澤良治君） 6番諸岡周示君。

○6番（諸岡周示君） 最後の質問になります。

先ほどの出荷者に対してのことですが、町民運動会やかわちフェスタなど、その他町の行事などに模擬店を出店していただいたり、その辺を含めて出荷者に対して何らかのでき得るようなことはないのか。また、裁判が解決するまでの間検討できないものか、担当課長に質問を求めて、私の質問を終わります。

○議長（野澤良治君） 坂本経済課長。

○経済課長（坂本紀幸君） ご質問にお答えいたします。

利用出荷登録希望者の方々に対する町の行事などへの参加につきましては、本年11月3日に開催が予定される「かわちフェスタ」において、共同で出店ができる模擬店のテントブースを用意し、出店を希望する方々への募集を検討しております。これから予定する出荷者協議会等の設立や、主体となる出荷者の方々の新しい運営体制づくりを進めるうえで、相互交流や親睦を深めていただく場の提供にもなるかと考えております。

また、かわち直販センターの建物の明け渡しまでに係る期間につきましては、利用出荷登録希望者の皆様の要望をお尋ねしたうえで、早期の出荷を希望される方や出荷の実績がなく初めて出荷される方などに対しましては、近隣の直売所などへの出荷先のあっせんやご案内をさせていただくなどの対応を検討してまいります。

以上でございます。

○議長（野澤良治君） 以上で一般質問を終了いたします。

---

○議長（野澤良治君） 日程3、議案第1号 平成29年度河内町一般会計補正予算（第3号）を議題といたします。

議案第1号の質疑を求めます。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（野澤良治君） 質疑を打ち切り、討論を求めます。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（野澤良治君） 討論を打ち切り、採決いたします。

議案第1号は、原案のとおり可決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（野澤良治君） 異議なしと認めます。よって、議案第1号 平成29年度河内町一般会計補正予算（第3号）は、原案のとおり可決することに決しました。

○議長（野澤良治君） 日程4、議案第2号 平成29年度河内町国民健康保険特別会計補正予算（第2号）を議題といたします。

議案第2号の質疑を求めます。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（野澤良治君） 質疑を打ち切り、討論を求めます。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（野澤良治君） 討論を打ち切り、採決いたします。

議案第2号は、原案のとおり可決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（野澤良治君） 異議なしと認めます。よって、議案第2号 平成29年度河内町国民健康保険特別会計補正予算（第2号）は、原案のとおり可決することに決しました。

---

○議長（野澤良治君） 日程5、議案第3号 平成29年度河内町介護保険特別会計補正予算（第1号）を議題といたします。

議案第3号の質疑を求めます。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

質疑を打ち切り、討論を求めます。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（野澤良治君） 討論を打ち切り、採決いたします。

議案第3号は、原案のとおり可決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（野澤良治君） 異議なしと認めます。よって、議案第3号 平成29年度河内町介護保険特別会計補正予算（第1号）は、原案のとおり可決することに決しました。

---

○議長（野澤良治君） 日程6、議案第4号 平成29年度河内町下水道事業特別会計補正予算（第2号）を議題といたします。

議案第4号の質疑を求めます。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（野澤良治君） 質疑を打ち切り、討論を求めます。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（野澤良治君） 討論を打ち切り、採決いたします。

議案第4号は、原案のとおり可決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（野澤良治君） 異議なしと認めます。よって、議案第4号 平成29年度河内町下水道事業特別会計補正予算（第2号）は、原案のとおり可決することに決しました。

---

○議長（野澤良治君） 日程 7、認定第 1 号並びに認定第 2 号を一括して議題といたします。

この件につきましては、9 月 7 日の本会議において決算審査特別委員会に付託いたしました平成 28 年度河内町各会計決算の認定でございます。

ここで、委員会より審査の結果について報告を求めます。

決算審査特別委員会委員長星野初英君、登壇願います。

〔決算審査特別委員会委員長星野初英君登壇〕

○決算審査特別委員会委員長（星野初英君） 決算審査特別委員会審査報告、去る 9 月 7 日開催されました平成 29 年第 3 回河内町議会定例会におきまして、決算審査特別委員会に付託されました案件について、審査の結果をご報告申し上げます。

認定第 1 号 平成 28 年度河内町一般会計歳入歳出決算、平成 28 年度河内町下水道事業特別会計歳入歳出決算、平成 28 年度河内町国民健康保険特別会計歳入歳出決算、平成 28 年度河内町介護保険特別会計歳入歳出決算、平成 28 年度河内町介護サービス事業特別会計歳入歳出決算、平成 28 年度河内町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算、認定第 2 号 平成 28 年度河内町水道事業会計決算、以上について、9 月 7 日から 8 日の 2 日間、委員 10 名の出席のもと委員会を開催し、各担当課長の出席を求め、慎重に審査をいたしました結果、付託された案件は、原案のとおり異議なく可決、認定すべきものと決定いたしましたので、ご報告いたします。

平成 29 年 9 月 14 日、決算審査特別委員会委員長星野初英。

○議長（野澤良治君） ご苦労さまでした。

決算審査特別委員会からの報告は終わりました。

お諮りいたします。

認定第 1 号並びに認定第 2 号は、質疑、討論を省略したいと思いますが、これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（野澤良治君） 異議なしと認めます。よって、質疑、討論を省略し、直ちに採決いたします。

認定第 1 号並びに認定第 2 号につきましては、決算審査特別委員会の審査結果のとおり認定いたしたいと思いますが、これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（野澤良治君） 異議なしと認めます。よって、認定第 1 号、（1）平成 28 年度河内町一般会計歳入歳出決算の認定、（2）平成 28 年度河内町下水道事業特別会計歳入歳出決算の認定、（3）平成 28 年度河内町国民健康保険特別会計歳入歳出決算の認定、（4）平成 28 年度河内町介護保険特別会計歳入歳出決算の認定、（5）平成 28 年度河内町介護サービス事

業特別会計歳入歳出決算の認定、(6)平成28年度河内町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の認定、並びに認定第2号 平成28年度河内町水道事業会計決算の認定、以上、認定いたすことに決しました。

---

○議長（野澤良治君） 日程8、請願第1号 教育予算の拡充を求める請願についてを議題といたします。

本件につきましては、去る9月7日所管の教育厚生常任委員会に付託しましたが、委員長より審査終了の報告を受けました。つきましては、委員長より審査の経過と結果の報告を求めます。

星野教育厚生常任委員長、登壇願います。

〔教育厚生常任委員長星野初英君登壇〕

○教育厚生常任委員長（星野初英君） 教育厚生常任委員会審査報告をいたします。

去る9月7日に開催されました平成29年第3回河内町議会定例会におきまして、教育厚生常任委員会に付託されました請願第1号 教育予算の拡充を求める請願について、審査の経過と結果をご報告申し上げます。

審査に当たり、紹介議員である雑賀 茂議員より、今回の請願についてご説明をいただきました。

明日の日本を担う子供たちを育む学校現場において、教職員が人間らしい働き方ができるための長時間労働是正が不可欠であり、教育の機会均等と水準の維持向上を図るためにも、教育予算の拡充を図るべきであるとの意見が出されました。

採決に入り、全員一致で採択すべきものと決しました。

以上、当委員会の決定に対し、議員各位のご賛同をお願い申し上げ、委員会報告といたします。

平成29年9月14日 教育厚生常任委員会委員長 星野初英

○議長（野澤良治君） ご苦労さまでした。

以上で、委員長の報告は終わりました。

委員長報告に対する質疑を求めます。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（野澤良治君） 質疑を打ち切り、討論を求めます。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（野澤良治君） 討論を打ち切り、採決いたします。

請願第1号について、委員長の報告は採択であります。

本件を、委員長報告のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（野澤良治君） 異議なしと認めます。よって、請願第1号は委員長報告のとおり

採択することに決しました。

---

○議長（野澤良治君） 日程9、請願第2号 町道1210号線及び1216号線の舗装に関する請願についてを議題といたします。

本件につきましては、去る9月7日所管の総務経済常任委員会に付託しましたが、委員長より審査終了の報告を受けました。つきましては、委員長より審査の経過と結果の報告を求めます。

宮本総務経済常任委員長、登壇願います。

〔総務経済常任委員長宮本秀樹君登壇〕

○総務経済常任委員長（宮本秀樹君） 総務経済常任委員会審査報告を行います。

去る9月7日に開会されました平成29年第3回河内町議会定例会におきまして、総務経済常任委員会に付託されました請願第2号 町道1210号線及び1216号線の舗装に関する請願について、審査の経過と結果を報告申し上げます。

審査に当たり、当該地区の現状を説明いただき協議しましたところ、下水道本管敷設道路でありながら、未舗装道路であるため陥没等が生じる一方で、当該地区南側の道路は狭隘道路により危険が生じるなど、生活に支障を来している状況であるため、採択すべきとの意見が出されました。

採決に入り、全員一致で採択すべきものと決しました。

以上、当委員会の決定に対し、議員各位のご賛同をお願い申し上げ、委員会報告といたします。

平成29年9月14日 総務経済常任委員会委員長 宮本秀樹

○議長（野澤良治君） ご苦労さまでした。

以上で、委員長の報告は終わりました。

委員長報告に対する質疑を求めます。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（野澤良治君） 質疑を打ち切り、討論を求めます。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（野澤良治君） 討論を打ち切り、採決いたします。

請願第2号について、委員長の報告は採択であります。

本件を、委員長報告のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（野澤良治君） 異議なしと認めます。よって、請願第2号は委員長報告のとおり採択することに決しました。

---

○議長（野澤良治君） 日程10、陳情第1号 若い人も高齢者も安心できる年金制度を求

める陳情についてを議題といたします。

本件につきましては、去る9月7日所管の教育厚生常任委員会に付託しましたが、委員長より審査終了の報告を受けました。つきましては、委員長より審査の経過と結果の報告を求めます。

星野教育厚生常任委員長、登壇願います。

〔教育厚生常任委員長星野初英君登壇〕

○教育厚生常任委員長（星野初英君） 教育厚生常任委員会審査報告を申し上げます。

去る9月7日に開会されました平成29年第3回河内町議会定例会におきまして、教育厚生常任委員会に付託されました陳情第1号 若い人も高齢者も安心できる年金制度を求める陳情について、審査の経過と結果をご報告申し上げます。

審査に当たり、自由討議において、年金受給者の立場から、または項目によっては賛成できるという意見や、毎月支給に改めた場合の事務経費の負担増による懸念、その他さまざまな観点から拙速に求めるべきではないという旨の意見が出されました。

採決に入り、賛成少数で不採択と決しました。

以上、当委員会の報告といたします。

平成29年9月14日 教育厚生常任委員会委員長 星野初英

○議長（野澤良治君） ご苦労さまでした。

以上で、委員長の報告は終わりました。

委員長報告に対する質疑を求めます。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（野澤良治君） 質疑を打ち切り、討論を求めます。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（野澤良治君） 討論を打ち切り、採決いたします。

陳情第1号について、委員長の報告は不採択であります。したがって、原案についてお諮りいたします。

本件について、原案のとおり採択することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（野澤良治君） 起立少数であります。よって、陳情第1号 若い人も高齢者も安心できる年金制度を求める陳情については、不採択とすることに決しました。

○議長（野澤良治君） 日程11、委員会提出議案第1号 教育予算の拡充を求める意見書の提出についてを議題といたします。

提出案件の説明については、会議規則第39条第2項の規定により省略したいと思います。これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕



○議長（野澤良治君） 異議なしと認めます。よって、提出案件の説明につきましては省略することに決しました。

委員会提出議案第1号の質疑を求めます。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（野澤良治君） 質疑を打ち切り、討論を求めます。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（野澤良治君） 討論を打ち切り、採決いたします。

委員会提出議案第1号は、原案のとおり可決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（野澤良治君） 異議なしと認めます。よって、委員会提出議案第1号 教育予算の拡充を求める意見書の提出については、原案のとおり可決することに決しました。

---

○議長（野澤良治君） 日程12、選挙第1号 河内町選挙管理委員の選挙についてを議題といたします。

本件につきましては、地方自治法第182条第1項の規定により選挙を行うものであります。

お諮りいたします。

選挙の方法につきましては、地方自治法第118条第2項の規定により指名推選にいたしたいと思いますが、これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（野澤良治君） 異議なしと認めます。よって、選挙の方法は指名推選によることに決しました。

お諮りいたします。

指名の方法につきましては、議長において指名することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（野澤良治君） 異議なしと認めます。よって、議長において指名することに決しました。

それでは、選挙管理委員に北口弘毅君、関川正夫君、岡野稔之君、鈴木奉勲君、以上の方を指名いたします。

お諮りいたします。

ただいま指名いたしました方を、選挙管理委員の当選人と定めることにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（野澤良治君） 異議なしと認めます。よって、ただいま指名いたしました北口弘毅君、関川正夫君、岡野稔之君、鈴木奉勲君、以上の方が選挙管理委員に当選されました。

---

○議長（野澤良治君） 日程13、選挙第2号 河内町選挙管理委員補充員の選挙についてを議題といたします。

本件につきましては、地方自治法第182条第2項の規定により選挙を行うものであります。

お諮りいたします。

選挙の方法につきましては、地方自治法第118条第2項の規定により指名推選にいたしたいと思いますが、これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（野澤良治君） 異議なしと認めます。よって、選挙の方法は指名推選によることに決しました。

お諮りいたします。

指名の方法につきましては、議長において指名することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（野澤良治君） 異議なしと認めます。よって、議長において指名することに決しました。

それでは、選挙管理委員補充員に野澤良雄君、羽鳥義則君、熊木恒夫君、内藤良夫君、以上の方を指名いたします。

お諮りいたします。

ただいま指名いたしました方を、選挙管理委員補充員の当選人と定めることにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（野澤良治君） 異議なしと認めます。よって、ただいま指名いたしました野澤良雄君、羽鳥義則君、熊木恒夫君、内藤良夫君、以上の方が選挙管理委員補充員に当選されました。

---

○議長（野澤良治君） 日程14、閉会中の所管事務調査の件を議題といたします。

議会運営委員会及び常任委員会並びに特別委員会の各委員長から、所管事務のうち会議規則第75条の規定によって、お手元に配付した閉会中の所管事務調査の申し出がありました。

お諮りいたします。

各委員長の申し出のとおり、閉会中の調査事項とすることにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（野澤良治君） 異議なしと認めます。よって、各委員長からの申し出のとおり閉会中の調査事項とすることに決しました。

---

○議長（野澤良治君） 以上をもちまして、今期定例会の全日程が終了いたしました。  
これにて平成29年第3回河内町議会定例会を閉会といたします。  
ご苦労さまでした。

午後零時16分閉会

地方自治法第123条第2項の規定により署名する

河内町議会議長

署 名 議 員

署 名 議 員